

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定によつて、三原市所在の沼田西地区（松江工区）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画が定められたことを知つた日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの換地計画の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。））。

平成三十一年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 縦覧期間

平成三十一年一月二十一日から平成三十一年二月十二日まで

二 縦覧場所

三原市役所